

川崎礼姫さんのセクハラ裁判に公正な判決を求める要請書

現在東京地裁民事部でセクハラ・パワハラ訴訟の原告として闘っている中国出身（2007年日本に帰化）の女性川崎礼姫（あやき）さんは、日本での楽しい人生を夢みながら、ビル清掃のパート労働者として東京美装興業(株)に就職しました。そこで遭遇したのは言語に絶するセクハラとパワハラでした。東京美装は、8千人のパート労働者を雇周する大手ビルメンテナンスの会社です。

川崎さんはこの会社で、2003年11月から2006年1月まで、上司から連日のようにセクハラ・パワハラを受け、大きな精神的・肉体的苦痛を負わされました。

川崎さんは首都圏移住労働者ユニオン（全労連）に加入し、団体交渉で謝罪と改善を要求してきました。ところが会社は、十分な調査もしないで「本人がやっていないと言っている」ことを唯一の理由に全面否定してきました。

川崎さんは「私のこれからの人生のためにここで泣き寝入りは出来ません」と労組の支援を受けて裁判に訴えることを決意し、2007年2月東京地裁に提訴しました。2月12日には第一回口頭弁論が開かれ、川崎さん自身がなぜ裁判所に申し立てたのか、その思いを切々と訴えました。

近年、世界的にもさまざまな職場いじめが広がる中で、とりわけEU諸国では労働者の人格権、労働権を守るための立法措置が進んできています。ILOも2003年には、政府、使用者、労働者を対象とする、職場いじめに対応するための「行動規範」を公表し対策に乗り出しています。日本においては、雇用機会均等法がセクハラによる女性労働者が不利益を被ることをなくすため、就業環境が害されないよう、雇用管理上の配慮義務を事業主に求めています。しかし残念ながら実態は、「本人の性格」や「当人同士の問題」として安易に片付けられ、また、加害者に対する懲戒処分や使用者責任を断罪する法的措置も少なく、そのため多くの被害者が泣き寝入りをしています。

セクハラ・パワハラは、あってはならないことであり、女性の働く権利と人権を侵し、職場環境の悪化をまねく許し難い行為です。貴裁判所が、川崎礼姫さんの訴えを真摯に受け止め、公正な判決をされますようお願いいたします。

2008年 月 日

団体名

印

所在地

代表者名